

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 日吉津村 (都道府県: 鳥取県)  
本事業の担当部局名 総合政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	日吉津村結婚支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	600,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 日吉津村でも少子高齢化人口減少問題の解消が課題となっており、令和3年2月策定の「日吉津村地方総合戦略」において「結婚・出産・子育てしやすいむらづくり」を目標に掲げており、令和1年から令和5年の5年間で婚姻届出数の目標値を累計100組、合計特殊出生率を平均1.70以上とし本事業の実施により、結婚に向けた支援体制の充実と子育て世代への経済的支援を充実させ、少子化要因の一つである未婚率の増加や晩婚化の進行に歯止めをかけることが必要です。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)          &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt; ※全事業共通          未婚・晩婚化の進行に歯止めをかけ、充実した子育て環境を提供することで、安心して子育てができる村を目指しているところ。具体的な施策としては、結婚支援事業、妊娠出産包括支援事業、コミュニティ・スクール事業などを実施。また昨年度建設した複合型子育て拠点施設(ミライトひえづ)を活用することで、地域との交流等も積極的にいき、安心して子育てができる環境も整備している。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;          結婚希望者の意向を実現し、未婚・晩婚化の解消を目指すもの。結婚に向けた支援体制の充実と子育て世代への経済的支援を充実させ、少子化対策の個別事業として位置付けている。</p>			
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>			
	<b>【補助対象要件】</b>			
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 所得要件なし※要件緩和分は村費対応
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	<b>【補助上限額】</b>			
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦のみの場合、30万円上限。子どもがいる場合は1人当たり10万円を加算。(上限50万円)※加算分は村費対応
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦のみの場合、30万円上限。子どもがいる場合は1人当たり10万円を加算。(上限50万円)※加算分は村費対応
	<b>【対象費目】</b>			
	<input type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input type="checkbox"/> 引越費用
	<b>【継続補助】</b> 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
<b>【その他独自要件】</b> 令和7年の1月1日を基準日として次の要件を満たす者に対し補助。対象経費は専用住宅等の取得費に限定する。 (1)申請者に関する要件 世帯主が新婚世帯(※)等に該当する夫婦のいずれかであること。 ※新婚世帯:令和6年1月1日から令和6年12月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、婚姻日の年齢が夫婦共に39歳以下。 ※要件緩和(新婚世帯:令和6年1月1日から令和6年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦)分は村費対応。 ※要件緩和(令和6年4月1日から令和7年3月31日に新婚世帯が支払った経費に対する補助以外)分は村費対応。 (2)専用住宅等の取得に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (ア)取得する専用住宅等が日吉津村内にあること。(イ)床面積50㎡以上の新築または中古の専用住宅等であること。 (ウ)基準日において2年以内に取得した専用住宅等であること。 (3)その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア)自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、協力する意思があること。 (イ)補助金の申請時から連続して5年以上、本村に継続して居住する意思を有していること。 (ウ)申請者を含む世帯員がいずれも、本村の村税及び料金等の滞納がないこと。 (エ)申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。				

2. 申請見込

①新規世帯見込	2	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	0	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

2世帯(申請見込世帯数)×30万円(補助上限額)=600千円(対象経費支出予定額)  
 ・その他2世帯については、令和3年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の婚姻件数9件のうち、所得500万円未満の世帯数は7世帯だが、予算の制約により申請見込世帯数を2件とする。

(参考)

【令和5年度申請状況】

実施中	
申請世帯数見込	2 世帯
～12月(実績)	
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	0 世帯 × 600,000 円 =	0	円
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000	円
	(継続補助)		円
		左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

広報誌、ホームページなどで周知する。

KPI項目	単位	目標値	現状値
婚姻届出数	組	累計100	17
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通			
項目	単位	直近の実績	
合計特殊出生率		1.72	
婚姻件数	件	14	
婚姻率		4.7	
KPI項目	単位	目標値	現状値
事業内容番号	項目		
	(アウトプット)		
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	100	0
	(アウトカム)		
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	40	0
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	100	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7 鳥取県のホームページに情報掲載 【連携コース採択要件関係】 地域結婚支援重点推進事業(重点メニュー)に係る県事業「AIを始めとするマッチングシステムの高度化(県事業名:えんとりーマッチングシステムの高度化)」について、以下のとおり連携を図る。 ・マッチングシステムの習熟のための研修の共催・運営補助			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8 宅建業協会に事業チラシの配架等を依頼し、周知を図る			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。  
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題  
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け  
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。